

お知らせ

固定資産税が減額されます

既存住宅のバリアフリー化、省エネ化および耐震化の促進を目的とした家屋に対する固定資産税の減額措置があります。これらの減額措置の適用を受けるためには、**工事完了後3か月以内に申告が必要です。**対象などは次のとおりです。詳しくは下記まで問合せください。



☎ 税務課資産税グループ (☎65-6523)

	対 象	減額内容	必要な書類
バリアフリー改修	○住宅条件 平成19年1月1日以前建築の住宅(賃貸住宅除く) ○居住者条件(次のいずれかに該当) ・65歳以上の人・しょうがい者帳をお持ちの人 ・要介護認定者または要支援認定者 ○工事内容 介護保険からの給付などを除く自己負担金が30万円以上で、平成25年3月31日までに完了した工事 【例】 通路の拡張、階段の勾配緩和、床の段差解消、トイレ・浴室の改良、手すりの設置 など	工事完了年の翌年度分 固定資産税の1/3 ※ 居住部分 100㎡を限度	申告書、平面図、 領収書の写し、 工事明細書、工 事前後の写真
省エネ改修	○住宅条件 平成20年1月1日以前建築の住宅(賃貸住宅除く) ○工事内容 工事費30万円以上で、平成25年3月31日までに完了した工事 【例】 窓の断熱(二重サッシ化、複合ガラス化など) 窓の断熱と合わせて行う床、天井などの断熱など	工事完了年の翌年度分 固定資産税の1/3 ※ 居住部分 120㎡を限度	申告書、熱損失 防止改修工事証 明書、領収書の 写し、工事費明 細書
耐震改修	○住宅条件 昭和57年1月1日以前建築の住宅 ○工事内容 工事費30万円以上で、平成27年12月31日までに完了した工事(現行の建築基準法耐震基準に適合)	固定資産税の1/2 工事完了年 平成24年 2年間 平成25~27年 1年間 ※ 居住部分 120㎡を限度	申告書、耐震基 準適合証明書、 領収書の写し、 工事明細書

☎ 高齢福祉介護課(東別館1階)
(☎65-17789)
北部振興局・各支所福祉生活課

皆さんに納めていただく介護保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源となります。誰もが安心して介護サービスを利用できるように、介護保険料を納付期限までに納めていただきますようお願いいたします。また、介護保険料を期限までに納められないと督促手数料や延滞金がかかりますのでご注意ください。

なお、65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、原則年金からの天引きとなっておりますが、65歳になられたときや、他の市町村から転入されたときなどは、おおよそ6か月間、年金からの天引きを行うことができず、その期間は、納付書等により納付をしていただくこととなります。その間の納付については、安心して便利な口座振替での納付をぜひ利用ください。

介護保険料の納め忘れはありませんか

お知らせ

認知症サポーターのマスコットキャラクター

オレンジロバ 作品募集



認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守る認知症サポーターのマスコットキャラクター「オレンジロバ」の作品を募集します。「忘れても安心絆と愛でつなぐ 長浜市」のPRにつながるやさしい思いが伝わる作品をつくってください。

- 【対 象】 市内に在住または通勤・通学している小学生以上の人
- 【応募作品】 ①スタンドタイプ(4本の足で立つ中綿等を入れたぬいぐるみ)
②ストラップタイプ A 綿を中に入れて膨らみを持たした作品
③ストラップタイプ B フェルトを2枚合わせた綿を入れない平らな作品
①、②についてはオレンジを基調にした布でも結構です。大きさも自由です。
- 【応募点数】 1人2点まで
- 【応募締切】 9月29日(土) ※消印有効
- 【記載事項】 ①氏名②住所③連絡先(電話番号)④年齢⑤作品に対する思い(60字以内)明記してください。
※小中学生は上記の他に学校名・学年も記載してください。
(作品展示の際、氏名と町名・学校名・学年(学生のみ)も公表することをご了承ください。)
- 【提出先】 作品は持参・郵送のいずれかで下記まで応募ください。
- 【その他】 材料費は個人負担となります。作品は地域での啓発事業等に活用し、市内各地で展示しますので、お返しできません。
型紙が必要な人は、下記までご連絡ください。
※ロバのぬいぐるみの写真など詳しくは市のホームページをご覧ください。

☎ 認知症地域支援体制構築推進会議事務局(地域包括支援課内)(〒526-0031八幡東町632 ☎65-7841)

次の手当を受給している人は 現況届・所得状況届を 提出してください



対象となる手当	提出書類	提出期間	提出先	
児童扶養手当	現況届	8月1日(水) ~31日(金)	子育て支援課	各支所福祉生活課 北部振興局
特別児童扶養手当	所得状況届	8月13日(月) ~	しょうがい福祉課	
特別障害者手当 障害児福祉手当 (経過的)福祉手当		9月10日(月)		

この届は、前年の所得と受給資格を確認するために、毎年8月に提出していただくものです。届出がない場合、手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

☎ 子育て支援課 (☎65-6514)
しょうがい福祉課 (☎65-6518)

新庁舎に福祉チャレンジショップを開店しませんか

市では、庁舎整備に伴い、しょうがいのある人の雇用を条件とする福祉チャレンジショップ(コンビニ)を募集しています。

- 【設置場所】 市役所新庁舎1階「多目的ホール」北西角(60㎡)
- 【設置時期】 平成27年1月頃(新庁舎竣工予定時期)
- 【募集対象】 市の登録業者のうち、2年以上コンビニ(コンビニに準ずるものを含む)を運営した実績のある者
- 【応募締切】 9月14日(金)

※応募方法など、詳しくは下記まで問合せください。

☎ しょうがい福祉課 (☎65-6518)